

宮城県公報

行 政 官 署
宮 城 県 庁
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 一

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 二

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (同) 二

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 二

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二

○特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 三

○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正 (農林水産経営支援課) 三

○保安林の指定の解除の予定(二件) (森林整備課) 四

○道路の区域変更(三件) (道路課) 四

○道路の供用開始(二件) (同) 五

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (都市計画課) 六

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 六

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更 (同) 六

○開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 七

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (警察本部会計課) 九

選挙管理委員会

ページ

○参議院宮城県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日等

○参議院宮城県選挙区選出議員選挙に係る在外選挙人名簿の縦覧日

○参議院比例代表選出議員選挙における投票所内氏名等掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)

○資金管理団体の届出

○資金管理団体の指定取消しの届出

○住民監査請求に係る監査結果の公表

監査委員

○宮城県告示第五百五十九号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号

種類

図書類の名称

発行所

一 コミック やは盛!本当にあった(Ⓔ)こだけの話 極⑬ (株)芳文社

二 コミック 宴 500047186 (株)少年画報社

三 コミック 俺のほんわら 57969115 (株)ぶんか社

四 コミック S P ぶち 本当にあった愉快な話 突撃!夜遊び (株)竹書房

告 示

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	コミック	やは盛!本当にあった(Ⓔ)こだけの話 極⑬	(株)芳文社
二	コミック	宴 500047186	(株)少年画報社
三	コミック	俺のほんわら 57969115	(株)ぶんか社
四	コミック	S P ぶち 本当にあった愉快な話 突撃!夜遊び	(株)竹書房

五	雑誌	57635173 ご近所の怖い噂 Vol. 115 0810415	(株)ぶんか社
六	雑誌	ヤングキング 増刊2016年6月13日号 2826716/13 ミステリーブランクセレクションVol. 14 18450105	(株)少年画報社 (株)青泉社
七	雑誌		

二 指定理由

図書類の内容が一から四の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、五及び六の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し及び甚だしく残忍性を有し、七の図書類にあつては甚だしく残忍性を有するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第五百六十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四五一五〇〇七一一一	事業所の名称及び所在地	KEYS 2nd 大崎市古川上中目西八十一三	指定障害児通所支援の種類	児童発達支援 放課後等デイサービス	設置者名	株式会社KEY	指定年月日	平成二十八年六月一日
-------	-------------	-------------	---------------------------	--------------	----------------------	------	---------	-------	------------

○宮城県告示第五百六十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十八年五月十九日次の者を指定した。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	小林 紳一	診療科目	内 リハビリテ シ ン科 科	所属医療機関の名称	医療法人社団 健育会 石巻健育会病院	所属医療機関の所在地	石巻市大街道西三丁目三番二十七号
二瓶 健外	科	社会医療法人 将道会 総合南東北病院				岩沼市里の杜一丁目二番五号	

安西 敦子	リハビリテーション科	医療法人社団 脳健会 仙台リハビリテーション病院	黒川郡富谷町成田一丁目三番一
鈴木 慎二	内 循環器内 科	まるき内科クリニック	栗原市志波姫堀口十文字一番一
古謝 進	外 科	大崎市民病院 鹿島台分院	大崎市鹿島台平渡字東要害二十番地
渡邊 周水	小 児 科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四号
近藤 健男	リハビリテーション科	社会医療法人 将道会 総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号
清水 拓也	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地

○宮城県告示第五百六十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	佐藤 満生	診療科目	内 神経内 科	所属医療機関の名称	医療法人社団 健育会 石巻健育会病院	所属医療機関の所在地	石巻市大街道西三丁目三番二十七号	所属医療機関の名称	佐藤内科クリニッ	所属医療機関の所在地	石巻市門脇町五丁目十一番五号
水野 德行	内 科	登米市立登米診療所	登米市登米町寺池小路百三十二番一	登米市立津山診療所	登米市津山町柳津本町一番一	登米市登米町寺池小路百三十二番一	登米市登米町寺池小路百三十二番一	登米市立登米診療所	登米市登米町寺池小路百三十二番一	登米市登米町寺池小路百三十二番一	
小出佳代子	内 科	小出在宅診療所	登米市登米町日野渡南田二十二番一	登米市立登米診療所	登米市立登米診療所	登米市登米町寺池小路百三十二番一	登米市登米町寺池小路百三十二番一	登米市立登米診療所	登米市登米町寺池小路百三十二番一	登米市登米町寺池小路百三十二番一	
関井 威彦	内 科	南三陸病院	本吉郡南三陸町志津川字沼田十四番三	涌谷町国民健康保険病院	涌谷町国民健康保険病院	涌谷町国民健康保険病院	涌谷町国民健康保険病院	涌谷町国民健康保険病院	涌谷町国民健康保険病院	涌谷町国民健康保険病院	

○宮城県告示第五百六十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の

医師から、指定の辞退があった。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
田中 光昭	循環器科	地方独立行政法人宮城県立病院 機構宮城県立循環器・呼吸器病 センター	栗原市瀬峰根岸五十五番二号
沼澤 真一	脳神経外科	社会医療法人 将道会 総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号
大原 勝人	外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
小林 正和	救急科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
内海 由也	リハビリテーション科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字中江二丁目六番一号
色川 俊也	呼吸器科	石巻市立病院	石巻市南浜町一丁目七番二十号
菅原 敏	内科	登米市立登米診療所	登米市登米町寺池核小路百三十二番一号
関口 澄雄	内科	関内内科胃腸科医院	多賀城市八幡三丁目五番九号
石橋 齋	内科	医療法人社団 弘慈会 石橋病院	栗原市若柳字川北堤下二十七番地

○宮城県告示第五百六十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十八年 七月二十六日	角田市 角田	午前十時半から 午後二時半まで	角田市市民センター
同 七月二十七日	角田市 小田・横倉・ 西根・北郷・ 桜	午前十時半から 午後二時半まで	角田市市民センター

七月二十八日	角田市	枝野・藤尾・ 東根	午前十時半から 午後二時半まで	角田市市民センター
--------	-----	--------------	--------------------	-----------

○宮城県告示第五百六十五号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十八年六月十七日から施行する。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百二十五条の二に掲げる漁業（特定かき養殖業）の表の次に次の一表を加える。

「法第125条の2に掲げる漁業

（かき養殖業）

加入区	加入区	加入区	加入区
加入区	加入区	加入区	加入区
宮城県第1加入区	宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地区	宮城県第2加入区	宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち大島の区域
宮城県第3加入区	宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち松岩の区域	宮城県第4加入区	宮城県漁業協同組合の大谷本吉支所の地区
宮城県第5加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区	宮城県第6加入区	宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち志津川の区域
宮城県第7加入区	宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち戸倉の区域	宮城県第8加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町東部支所の地区
宮城県第9加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区	宮城県第10加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち指ヶ浜、御前浜の区域
宮城県第11加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち尾浦の区域	宮城県第12加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち竹浦の区域

宮城県第13加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち種ヶ崎の区域
宮城県第14加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち小乗浜、高白浜の区域
宮城県第15加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち横浦、大石原浜の区域
宮城県第16加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち塚浜の区域
宮城県第17加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち江島の区域
宮城県第18加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち出島の区域
宮城県第19加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち寺間の区域
宮城県第20加入区	宮城県漁業協同組合の寄藤前郷支所の地区
宮城県第21加入区	宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区

○宮城県告示第五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

岩沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

亘理郡山元町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 女川牡鹿線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		備考
後C	前A	後C	前A	
一・一・六 三・五・七	八・五 四・九・四	一・一・六 三・五・七	八・五 四・九・四	上記A、B、C、D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
九・一・四 一・六・八	七・七・六 七・七・六	九・一・四 一・六・八	七・七・六 七・七・六	
四・二・六 一・〇	六・六・〇 一・〇	四・二・六 一・〇	六・六・〇 一・〇	

		D	
E		一三・四 七八・九	九二〇・〇
	八・一 三四・一	五〇〇・〇	

○宮城県告示第五百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四六号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
登米市中田町石森字駒牽四〇三番五地先から	同市中田町石森字駒牽四〇六番二地先まで	前	後	一一・〇 一一・四	一一・〇 一一・四	一一七・〇	一一七・〇

○宮城県告示第五百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
牡鹿郡女川町石浜字崎山五三番一地从先から 同郡同町石浜字崎山八七番一地从先まで		前	後	七・八 一四・三	七・八 一六・二	一一六・〇	一一六・〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第五百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四六号	登米市中田町石森字駒牽四〇三番五地先から 同市中田町石森字駒牽四〇六番二地先まで	平成二十八年 六月十七日

○宮城県告示第五百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

一般国道	三九八号	牡鹿郡女川町石浜字崎山五三番一地从先から同郡同町石浜字崎山八七番一地从先まで	平成二十八年六月十七日
------	------	--	-------------

○宮城県告示第五百七十三号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町新中道土地区画整理組合

二 事務所所在地

宮城県利府町加瀬字新河原四十二番地

三 設立認可の年月日

平成二十六年三月二十日

四 変更認可の年月日

平成二十八年六月十三日

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人医徳会真壁病院	東松島市矢本字鹿石前百九一四	平成二十八年六月一日
かなりや薬局	石巻市蛇田字下中坪二七一一	平成二十八年六月一日
マルイチ薬局	石巻市山下町一丁目七一二十三	平成二十八年六月一日
マリーン調剤薬局志波姫店	栗原市志波姫堀口十文字一一一	平成二十八年六月一日

一般社団法人石巻薬剤師 会 女川薬局	牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山五十一一六	平成二十八年六月一日
公益社団法人宮城県看護 協会 ここと訪問看護ステーション	遠田郡美里町駅東一丁目二一一	平成二十八年六月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地
変更前 今野薬局大代店	多賀城市大代五丁目四一四十八
変更後 大代ヘルスマート薬局	多賀城市大代五丁目四一四十八

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

名取市田高字原六十三番二の一部、六十六番二、六十六番三の一部、六十三番二地先水の一部、同市高館吉田字野来十一番五の一部、十一番七、三十二番一の一部、三十三番四の一部、十一番五地先水の一部（第一工区）

黒川郡富谷町成田五丁目十六番地六
株式会社 福互

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年六月十七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登米市中田町石森字駒牽三百九十八番一、三百九十八番二、三百九十八番四、三百九十八番八、三百九十九番一、三百九十九番二、四百番、四百一番一、四百二番、四百三番一、四百三番三、四百三番四、四百三番五、四百三番八、四百三番九、四百三番十、四百六番一、同字野元十一番一、十二番、十三番

福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
株式会社ヨークベニマル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年六月十七日

一 入札に付する事項

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 購入物品及び数量 可搬型衛星通信装置 七セット

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十九年三月十七日(金)

4 納入場所 宮城県大河原地方振興事務所ほか六箇所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- 8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二一一―三三三五）へ平成二十八年七月四日（月）午後五時までに提出すること。
- 三 入札書の提出場所等
- 1 電子調達システムの利用

- (一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。
- (二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。
- 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇―八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 愛 電話〇二二―二一一―三三三五）

- 3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十八年七月四日（月）まで2あて申し出ること。
- 4 一般競争入札参加資格審査

- (一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年七月四日（月）から平成二十八年七月十二日（火）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- (二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年七月十二日（火）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- (三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 5 入札書の提出期限等
- (一) システムを用いて入札する場合
入札期間 平成二十八年七月十九日（火）午前九時から平成二十八年七月二十七日（水）午後五時まで

- (二) 書面により入札書を提出する場合

- イ 日時 平成二十八年七月二十七日（水）午後五時
- ロ 場所 2に同じ

- ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
- ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

- 6 開札の日時及び場所
平成二十八年七月二十八日（木）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

- 四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第一号の規定による。

- 3 契約保証金 財務規則第十三条及び第十四条の規定による。

- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 契約書作成の要否 要

- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

- 9 この契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十八号）

第三条の規定に該当する場合には、宮城県議会の議決を得たときに契約が成立するため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Portable Satellite Communication Equipment-7 set
- 2 Deadline for Delivery : March 17, 2017 (Fri)
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Ogawara Regional Promotion Office and 6 other locations
- 4 Deadline for Bid : July 27, 2016 (Wed), 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Ai Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県警察WAN用端末装置賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十八年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで
- 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立て

をしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合には、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合には、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一三三三五)へ平成二十八年六月三十日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二二二一七七一、内線二二三二)

2 入札説明書の交付期限

平成二十八年六月三十日(木)午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年七月十五日(金)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十八年七月二十九日(金)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あてて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年八月一日(月)午後九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に關する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十一条及び第一百四十一条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of computer terminal for the Miyagi Prefectural Police Wide Area Network System-1 set

2 Duration of Contract : November 1, 2016 to October 31, 2021

3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi

4 Bid Deadline : August 1, 2016, 5 : 00 p.m.

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel: 022-221-7171

Ext. 2322

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十二号

平成二十八年七月十日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日等を次のとおり定める。

平成二十八年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 被登録資格決定の基準となる日

平成二十八年六月二十一日（ただし、年齢については平成二十八年七月十日とする。）

二 登録を行う日

平成二十八年六月二十一日

三 縦覧に供する日

平成二十八年六月二十二日

○宮選管告示第七十三号

平成二十八年七月十日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十條の七第一項の規定による在外選挙人名簿の縦覧に供する日を次のとおり定める。

平成二十八年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

縦覧に供する日 平成二十八年六月二十二日

○宮選管告示第七十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五條の規定により、平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじは次のとおりこれをを行う。

平成二十八年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十八年六月二十二日 午後五時経過後直ちに

○宮選管告示第七十五号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

大針集会所の項を削り、錦ヶ丘コミュニティ・センターの項の次に次のように加える。

通町市営住宅集会所

同 市青葉区通町一丁目六番一〇号

霊屋下市営住宅集会所

同 市青葉区霊屋下一九番一四号

梅田町市営住宅集会所

同 市青葉区梅田町一番二〇号

小田原市営住宅集会所

同 市青葉区小田原四丁目三番一三号

落合市営住宅集会所

同 市青葉区落合四丁目六番二六号

霊屋下第二市営住宅集会所

同 市青葉区霊屋下一二番一号

角五郎市営住宅集会所

同 市青葉区角五郎二丁目一〇番一五号

仙台市鶴ヶ谷第一市営住宅第一集会所の項の次に次のように加える。

仙台市西山コミュニティ・センター

同 市宮城野区東仙台六丁目一七番一号

仙台市田子西隣接地区（北団地）集会所

同 市宮城野区田子西二丁目五一番地の一〇

仙台市田子西隣接地区（南団地）集会所

同 市宮城野区田子西三丁目九番地の五

仙台市上岡田地区集会所

同 市宮城野区岡田字上岡田八番地の六

仙台市南福室地区集会所

同 市宮城野区福室字新原田一番地の一四

幸町第三市営住宅集会所

同 市宮城野区幸町二丁目二三番一〇号

燕沢東市営住宅集会所

同 市宮城野区燕沢東二丁目一番一号

新田東市営住宅集会所

同 市宮城野区新田東二丁目三番地の九

燕沢市営住宅集会所

同 市宮城野区燕沢二丁目二〇番一八号

田子西第二市営住宅集会所

同 市宮城野区田子西字中坪六八番地

宮城野市営住宅集会所

同 市宮城野区宮城野二丁目一二番二〇号

愛宕集会所の項の次に次のように加える。

石場地区集会所

同 市若林区荒浜字中堀南二〇四番地の二三

七郷地区集会所

同 市若林区荒井字神屋敷北九七番地の六三

荒井西地区集会所

同 市若林区荒井西土地区画整理事業地内四八B一L

六丁の目西町市営住宅集会所

同 市若林区六丁の目西町二番二八号

大和町市営住宅集会所 同 市若林区大和町五丁目二九番二六号
 荒井第二市営住宅集会所 同 市若林区伊在字東通一六番地の一
 六丁の目中町市営住宅集会所 同 市若林区六丁の目中町八番一八号
 中倉市営住宅集会所 同 市若林区中倉二丁目二五番四三号

鹿野市営住宅集会所の項の次に次のように加える。

あすと長町市営住宅集会所 同 市太白区あすと長町四丁目三番五八号
 あすと長町第二市営住宅集会所 同 市太白区長町六丁目五番一三号
 あすと長町第三市営住宅集会所 同 市太白区諏訪町二番八号
 西田中生活改善センターの項を削り、仙台市子育てふれあいプラザ泉中央ホールの次の項に次のように加える。

泉中央南市営住宅集会所 同 市泉区泉中央南一二番地の八
 角田市老人憩の家の項、前沖公民館の項、桜コミュニティセンターの項、笠島公民館の項、西根第一二区公民館の項を削る。

○宮選管告示第七十六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。
 平成二十八年六月十七日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
TOMORROW SENDAI	高橋 卓誠	高橋 卓誠	仙台市青葉区昭和町五―三	平成二十八年五月二十三日

○宮選管告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があつた。
 平成二十八年六月十七日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
民進党宮城県第3区総支部	一條 芳弘	政治団体の名称	民進党宮城県第3区総支部	民主党宮城県第3区総支部	平成二十八年五月二十四日
民進党宮城県第4区総支部	坂東 毅彦	政治団体の名称	民進党宮城県第4区総支部	民主党宮城県第4区総支部	平成二十八年五月二十四日
民進党宮城県第6区総支部	安住 淳	政治団体の名称	民進党宮城県第6区総支部	民主党宮城県第6区総支部	平成二十八年五月二十四日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
安住淳連合後援会	青山 久栄	代表者の氏名	青山 久栄	佐藤 文志	平成二十八年四月四日
石垣正博後援会	残間 弘	代表者の氏名	残間 弘	渡辺健一郎	平成二十七年八月二十五日
大郷町支部を支援する会	石垣 正博	政治団体の名称	大郷町支部を支援する会	自民党大郷町支部を支援する会	平成二十八年五月十五日
これからも名取の会	今野 義正	主たる事務所の所在地	名取市増田北谷二五五	名取市関上一八―一〇	平成二十八年四月二十七日
佐々木いそお後援会	相原 繁雄	主たる事務所の所在地	名取市増田北谷二五五	名取市関上一八―一〇	平成二十八年四月二十七日
そのだ修光仙台後援会	千田 勝見	会計責任者の氏名	高橋 秀	庄子 清典	平成二十八年五月十六日
高橋たくみ後援会	高橋 卓誠	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区昭和町五―三	仙台市青葉区錦町一―四―一〇	平成二十八年五月十日
松本よしお後援会	松本 由男	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区苦竹一―八―一―三	仙台市宮城野区新田一丁目一二番二七号	平成二十八年五月一日
宮城県トラック事業政治連盟	須藤 弘三	政治団体の名称	宮城県トラック事業政治連盟	宮城県道路運送経営研究会	平成二十八年五月十日

○宮選管告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十八年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

さくち文博政経懇話会

菊地 文博

平成二十六年十二月三十日

さくち文博連合後援会

菊地 文博

平成二十六年十二月三十日

○宮選管告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(その他の政治団体)

さくち文博政経懇話会

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号

公職の候補者の氏名 菊地 文博

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

資金管理団体の届出をした者の氏名 菊地 文博

資金管理団体の届出に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 28. 5. 10 (26. 12. 30解散)

1 収入総額 1,308

前年繰越額 1,308

2 支出総額 1,308

3 支出の内訳 1,308

経常経費 1,308

備品・消耗品費 1,308

さくち文博連合後援会
報告年月日 28. 5. 31 (26. 12. 30解散)

1 収入総額 3,662,708

前年繰越額 3,662,630

本年収入額 78

2 支出総額 3,662,708

3 本年収入の内訳

寄附 78

個人分 78

4 支出の内訳

経常経費 1,171,458

人件費 1,070,000

備品・消耗品費 1,620

事務所費 99,838

政治活動費 2,491,250

組織活動費 13,250

機関紙誌の発行その他の事業費 2,478,000

宣伝事業費 2,478,000

5 寄附の内訳

〔個人分〕 78

年間五万円以下のもの 78

○宮選管告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十八年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名 高橋 卓誠
公職の種類 仙台市議会議員
資金管理団体の名称 TOMORROW
主たる事務所の所在地 仙台市青葉区昭和町五―三
指定年月日 平成二十八年

SENDAI

五月二十三日

○宮選管告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十八年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊東 則 夫

（一） 法第十九条第三項第一号による届出	資金管理団体の名称	取消年月日
資金管理団体の届出をした者の氏名	菊地 文博	平成二十六年十二月三十日
	高橋 卓誠	平成二十八年五月十日

監査委員

○宮城県監査委員告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成28年6月6日

宮城県監査委員	工藤 鏡子
宮城県監査委員	成田 由加里

第1 請求のあった日

平成28年4月7日

第2 請求人

仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階

仙台市民オンゾブズン代表 野呂 圭

第3 措置請求の内容

できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、安部孝宮城県議会議員に対して交付された政務調査費ないし政務活動費（以下「政務活動費」という。）の支出について厳正なる監査を行い、違法不当な部分について、宮城県知事に対し、安部孝宮城

県議会議員から宮城県に返還を求めると、宮城県の被った損害を補填するために必要な措置をとるよう勧告することを請求する。

2 請求の理由

(1) 本件請求の概要

本件は、現在宮城県議会議長の役職にある安部孝宮城県議会議員が、平成21年4月以降、県政報告会従事、事務所県政相談対応等に対する人件費の名目で、合計484万1,000円を充当したことについて、宮城県議会が平成25年3月に定めた「政務活動費の手引」（以下「手引き」という。）に抵触し、ひいては宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成16年宮城県条例第38号。以下「条例」という。）に違反しているため、違法かつ不当に政務活動費が支出されたというべきであることから、宮城県に生じた損害を填補すべく、必要な措置・勧告を求める事案である。

(2) 本件の事情

イ 当事者について

(イ) 請求人は、国及び地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、その是正を求める活動等を行うことを目的とする権利能力なき社団である。

(ロ) 安部孝議員は、宮城県選挙区（松島町・利府町）を選挙区として平成11年に初当選し、現在5期連続で宮城県議会議員を務め、平成27年11月27日より宮城県議会議長の役職にある。

ロ 安部孝議員の政務活動費の支出状況

安部孝議員は、平成21年4月から平成27年11月にかけて、別紙支出一覧表記載のとおり、人件費として合計484万1,000円を政務活動費から充当している。

請求人は安部孝議員に対する平成28年2月23日付公開質問（甲1の1、甲1の2）において、これらの人件費のうち代表的な23件合計102万3,000円の政務活動費の支出を取り上げて、安部孝議員に対して支出の内容について説明を求めた。これに対し、安部孝議員は、甲2のとおり、各支出について説明した。

安部孝議員の説明に基づくと、本件23件の人件費の支出は以下の3つに区分されることとなる（なお、以下に掲げるNoは、公開質問の別表（甲1の3枚目）の番号である。）。安部孝議員の人件費に関する政務活動費の支出の全体合計484万1,000円についても、おおよそこの3つの類型に分けられると考えられる。

第1類型 県政報告関連（No.3、13、15、19、21、23）

具体的には、No.13については県政報告会におけるアパチュアバンドからの音響機材借り上げ等に関する会議費、No.3、15、19、21、23については県政報告書作成配付等に関

解 説 公 報 回 城 県

する人件費、県政報告会場費に関する支出となっている。

第2類型 事務所県政相談対応 (No.1, 2, 4ないしNo.12, 14, 16, 20)

第3類型 個別の視察、調査、セミナー関連 (No.17, 18, 22)

(3) 必要な措置を講ずべきこと

イ 政務活動費の使用用途に関する規制の概要

(イ) 宮城県議会の各会派又は会派に所属しない議員に対して交付される政務活動費は、法第232条の2に定める補助金であり、法第100条第14項及び第16項、条例、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成16年宮城県議会訓令甲第3号。以下「条例施行規程」という。）に基づき、公益上必要がある場合にのみ支出が許されるべきものである。

宮城県では、会派に所属する議員一人当たり月額35万円の政務活動費が各会派に一律に支出され、政務活動費総額から必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、各会派は速やかに、当該残余の額に相当する額を返還しなければならぬとされている（条例第16条）。そして各会派は、政務活動費の適正な使用を確保するために、政務活動費の使用について当該各会派に所属する議員を指導監督することが求められている（条例第11条）。

政務活動費は「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に對し交付する」と定められており（条例第2条）、今回問題となっている人件費については「会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費」と定められている（条例別表）。

(ロ) そして宮城県議会が平成25年3月に定めた手引きによれば、「政務活動費を充当するに適しない例」として、「後援会活動への支出は政務活動費を充当するに適しない。」と定められており（手引き6頁等）、不適切な支出の具体例として「後援会活動としての報告会等の開催経費」が挙げられている。

さらに手引きでは、人件費の充当指針を以下のとおり定めている（手引き14頁）。

「政務活動の補助業務のために雇用した職員の人件費には、従事している実態に応じて政務調査費を充当することができる。ただし、生計を唯一にする親族を雇用する場合は対象外とする。

人件費に政務活動費を充当する場合は、雇用実態が客観的に確認できる証拠書類（雇用契約書、協定書（覚書）、勤務実績、毎月の支払い等）を適切に整理しておく必要がある。

会派又は議員が、事務所職員に政務活動の補助業務のほか、それ以外の業務（政党活動や後援会活動等）も兼ねて従事させている場合には、勤務実績表（勤務日誌）に基づく勤務時間により按分して充当するか、政務活動に従事した割合（平均時間、日数等）で按分して充当する必要がある。

なお、明確に按分割合が算出できない場合は、2分の1を超えない範囲で充当できるものとする。」

ロ 安部孝議員は違法かつ不当に政務活動費を支出したこと

以下、当オンスマーンが安部孝議員に対して公開質問を行った23件合計102万3,000円の人件費の支出について、各類型ごとに違法不当であることを述べていく。前述のように、この23件は安部孝議員の人件費の支出全体の中から代表的なものを抽出したものであるから、23件いずれも違法不当であることとなれば、安部孝議員の人件費の支出全体が違法不当であると推定すべきである。

(イ) 県政報告関連の支出について（第1類型）

A 後援会活動としての報告会等の開催経費への政務活動費の支出は許されないこと
前述したとおり、手引きでは、後援会活動としての報告会等の開催経費について政務活動費を支出することは不適当であると定められている。

安部孝議員の説明に基づけば、No.13については県政報告会におけるアパチュアバンドからの音響機材借り上げ等に関する会議費として支出したとされている（ただし、もともとは「人件費」での計上であり、請求人の公開質問を踏まえ、「会議費」と項目修正する意向である旨返答があったものである。（甲2 1枚目参照。）。しかし、平成25年9月1日に開催された県政報告会は「安部たかし後援会」が主催したものである。したがって、No.13は後援会活動としての報告会等の開催経費に当たるので政務活動費を支出することは許されない。

また、No.13と同様の理由により、No.3, 15, 19, 21, 23についても、「安部たかし後援会」が主催した県政報告会の開催経費に当たるところから、政務活動費を支出することは許されない。

したがって、仮に安部孝議員の説明に基づいたとしても、No.3, 13, 15, 19, 21, 23の支出は手引きに抵触し許されない。

B 安部孝議員の説明は極めて不合理であること

以下に詳述するように、安部孝議員の説明はいずれの支出についても極めて不合理なものでありおおよそ信用できない。

(A) アラチュアバンドからの音響機材借上げ (No13) について

安部孝議員によれば、No13については、平成25年9月1日に松島町磯崎の漁港施設で約300人規模の県政報告会を開催した際に屋外で音響設備がないため、多賀城在住のアラチュアバンドから音響機材の借上げ、運搬、セッティングをお願いしたことに對する会議費として政務活動費を支出したとのことである。しかしながらこの安部孝議員の説明は以下の点で不合理であり、およそ信用できない。

a 安部孝議員の説明によれば、松島町磯崎の漁港施設においては平成27年8月9日にも300人規模の県政報告会が開催されたようだが (No23の支出に対する甲2「質問2」の回答)、このときの県政報告会では音響機材の借上げのために政務活動費が支出されてはいない。つまり松島町磯崎の漁港施設において300人規模の県政報告会を開催するにあたっては、平成25年9月1日に借り上げたような音響機材はそもそも必要ないのである。そうすると、平成25年9月1日のNo13の支出は、「音響機材の借上げ」のための費用ではなく、もっぱら「アラチュアバンドへの報酬」であるというほかない。

b また、アラチュアバンド等に対し、催し物等において演奏してもらった際には「演奏料」を支払うのが社会通念上常識である。社会通念に照らせば、No13の支出はアラチュアバンドへの演奏料であることは明らかである。現に多賀城在住のアラチュアバンドの方は「演奏料として受領した」と述べているのであるから、社会通念上の取り扱いと一致しているのである。

そもそも安部孝議員は、No13の支出を前述のように「人件費」として計上していた。「機材の借り上げ」であるならば人件費として計上していることが不合理である。安部孝議員自身、本件支出を人件費という演奏料と親和的な項目で処理していたのであるから、アラチュアバンドに対して演奏料を支払ったという認識があったというべきである。

c 以上のとおり安部孝議員の説明はおよそ不合理であって信用できない。安部孝議員のNo13の支出についての説明は虚偽であって、No13の支出は後援会主催の会合に政務活動費を支出したものであり、手引きに反する違法不当な支出であったと断ずべきである。

(B) 県政報告会の会場設営費について

安部孝議員は、No19、No23については、県政報告会の会場設営のための人件費として支出したと説明している。しかしながらこの安部孝議員の説明は以下の点で不合理

であり、およそ信用できない。

a まずNo23は、前述のとおり、平成27年8月9日に松島町磯崎の漁港施設において開催された300人規模の県政報告会の会場設営の人件費とのことである。

しかし平成25年9月1日に同じ場所と同じ規模で開催された県政報告会では、会場設営のための人件費などは支出されてはいない (No13)。したがって、平成27年8月9日だけかかる人件費が発生するということは全く不自然である。そして、300人規模の集会のために前日に12人が2時間、当日に22人が3時間も設営に当たるということも極めて不自然である。そうすると、そもそも会場設営のための人件費が必要ではなかったと考えるのが妥当である。

さらに言えば、No23にしても、No19にしても、そもそも「安部たかし後援会」が主催した県政報告会なのである。後援会が主催した県政報告会であれば、後援会の負担において会場が設営されるのが当然である。そうすると、県政報告会の会場設営のために人件費の支出を要することはなかったはずである。

b また、安部孝議員の説明に基づけば、No19とNo23は、会場設営費、県政報告書の配布代、お茶代等の複数の費目の支出が1枚の領収証で処理されていることになるが、あまりに不自然で不透明な処理の仕方である。「雇用実態が客観的に確認できる証書書類を適切に整理しておく必要がある」という手引きの規定からすれば、個々の費目ごとに領収証が作成されてしかるべきである。したがって、複数の費目が混在しているという安部孝議員の説明は極めて不自然である。

c 以上のとおりであるから、安部孝議員の説明はおよそ不合理であって信用できない。安部孝議員のNo19、23の支出についての説明は虚偽であって、No19、23の支出は手引きに反する違法不当な支出であったと断ずべきである。

(C) 県政報告書の配布のための人件費について

安部孝議員は、No14、15、19、21、23について、県政報告書の配布のための人件費として支出したと説明している。しかしながらこの安部孝議員の説明は以下の点で不合理であり、およそ信用できない。

a 安部孝議員は、県政報告書が発行されるたびに、県政報告書を郵送によるか、松島佐藤新聞店、河北新報普及センター利府青葉台販売所、河北新報普及センター利府販売所への折り込みチラシの形にして配布している。これらの方法によって県政報告書は広範に配布されているのであるから、さらに人件費をかけて県政報告書を配布する必要は認められない。どの地域のどの人間に県政報告書を配布しているの

か実態が全く不明である。

b また、例えばNo14を取り上げれば、平成26年6月5日に県政報告書が11,000部印刷された後（甲3）（安部孝議員によれば、5月30日発行の県政報告書の配布にかかる人件費であるとのことであるが、直近で県政報告書が印刷されているのは6月5日だけであるので、5月30日発行の県政報告書とはこの6月5日に印刷されたものであるはずである。）、同月11日に佐藤新聞店で推定1,100枚（代金4,158円から消費税を除くと3,850円であり、1枚3.5円として計算すると1,100枚となる。）（甲4）、同月15日に松島佐藤新聞店で4,000枚（甲5）、河北新報普及センター利府販売所で1,950枚（甲6）、河北新報普及センター利府青葉台販売所で3,550枚（甲7）がそれぞれ配布委託され、同月18日に34枚が郵便により配付されているので（甲8）、残りの県政報告書は366枚となる。そうであるにもかかわらず、安部孝議員はNo14において2,500枚分の県政報告書の配布のための人件費を支払ったと説明しているのである。安部孝議員の説明は客観的な状況と全く齟齬しているのであるから、虚偽の説明をしているというほかない。

煩瑣なるのでここでは詳述を控えるが、他の県政報告書の配布についての安部孝議員の説明も、No14と同様に虚偽のものとなっている。

c さらに既述したとおり、複数の名目が混在しているという安部孝議員の説明は極めて不自然であることも考えあわせれば、安部孝議員の説明はおそ不自然であって信用できない。安部孝議員のNo14、15、19、21、23の支出についての説明は虚偽であって、No14、15、19、21、23の支出は違法不当な支出であったと断ずべきである。

C 小括

以上のとおり、県政報告に関する人件費の支出についての安部孝議員の説明はすべて極めて不合理的なものであるから、安部孝議員の説明のつかない事柄に政務活動費を支出したものととして、政務活動費の支出は違法不当であるというべきである。

(ロ) 事務所県政相談対応に関する人件費の支出について（第2類型）

A 勤務実態が全く不明であること

No1、2、4ないしNo12、14、16、20の領収証を見る限り、事務所における県政相談に対応したことに対する人件費であるという記載は一切なされていない。

領収証ごとに字体が異なっており、どれだけの人間がどの事務所で県政相談に対応しているのか全く不明である。

また県政相談に対応したというのであれば、安部孝議員に相談対応内容を記録するための記録簿等があつてしかるべきであるが、記録簿等が示されていないので、真に県政相談に対応しているのか全く不明である。

さらに、県政相談に対応する日時についてどのように取り決めていたのか、勤務契約の内容も全く不透明である。

B 安部孝議員の説明は極めて不自然であつて信用できないこと

(A) 安部孝議員は、政務活動費の支出額を、3,000円に日数を掛けて算出しているようである。しかし例えばNo2、6等のように、3,000円に日数を掛けても政務活動費の支出額と一致しない場合には、1日分だけ1,000円ないし2,000円として政務活動費の支出額と一致するように調整している。1日3,000円であるはずの県政相談対応のための人件費が政務活動費の支出額の概算を合わせるように1日だけ1,000円になったり2,000円になったりするのとは不自然極まりないものである。

(B) また安部孝議員は、県政相談対応時間は10時から15時のうち4時間程度であると説明して、県政相談対応のための人件費を100%支出している。しかし、10時から15時までのうち4時間ずつとひっきりなしに県政相談対応をしていたとは到底考えられない。実際に県政相談に対応していた時間の割合に従つて支出額を変動させるか、政務活動費の支出額が実際の対応時間に従つて按分されてしかるべきである。そうであるにもかかわらず、一切按分もされずに100%支出されているのであるから、不自然である。

(C) このように不自然な説明になっているのは、2つの原因が考えられる。

一つ目は、安部孝議員が全く虚偽の説明をしていることである。

二つ目は、安部孝議員が県政相談の対応に対する人件費であると説明したNo1、2、4ないしNo12、14、16、20については、手引きにおいて「雇用実態が客観的に確認できる証書類（雇用契約書、協定書（覚書）、勤務実績、毎月の支払い等）を適切に整理しておく必要がある」と定められているにもかかわらず、全く勤務実態を記録していないため、安部孝議員が苦し紛れに「県政相談対応のための人件費」であると説明したに過ぎないということである。

いずれにせよ、安部孝議員の説明を到底信用することはできないというべきである。

C 小括

以上のとおり、事務所県政相談対応に関する人件費の支出については、実態が全く不透明であるし、安部孝議員の説明も到底信用することができないものであるから、

安部孝議員は説明のつかない事柄に政務活動費を支出したものととして、政務活動費の支出は違法不当というべきである。

(イ) 個別の視察、調査、セミナー関連の支出について（第3類型）

A No.17の支出について

(A) 安部孝議員の説明

安部孝議員によれば、No.17については、平成26年9月16日に静岡県地域防災センターを視察した際に、防災関連についてアドバイスを受けている大学関係者に同行を求めたことから、この補助調査員の臨時職員の賃金として政務活動費を支出したとのことである。

(B) 安部孝議員の説明は極めて不自然であること

まずなぜ大学関係者の同行が必要であったのか全く不明である。安部孝議員によれば、静岡県の県議会議員や職員から静岡県、津波・自然災害・防災教育等の取組みについて説明を受けたというのであるから、不明な点があれば静岡県の県議会議員や職員に説明を求めればよいのであって、同行した大学関係者から補助される必要はないはずである。

また本件調査の成果が、同行した大学関係者が所属する大学の協力を得て子どもたち向けの防災教育セミナーや防災指導員の普及拡大に反映されたことであるが、静岡県地域防災センターの視察内容のどの部分が成果に結びついたのか全く不明である。また子どもたち向けの防災教育セミナーや防災指導員の普及拡大について大学が関与しているのであれば、同行した大学関係者は大学の費用によって視察に同行するべきである。

さらに言えば、補助調査員に対して人件費の支出が許されるのは、議員本人の調査活動だけでは十分な成果が上がらない場合に限られるべきである。

以上のように安部孝議員のNo.17に関する説明は、なぜ政務活動費を支出して大学関係者を同行させたのか理由が全く不明であることから、極めて不自然であるというべきである。

B No.18の支出について

(A) 安部孝議員の説明

安部孝議員によれば、No.18については、船でカキ生産状況を調査した際の平成26年9月から11月分の人件費であるとのことである。

(B) 安部孝議員の説明は極めて不自然であること

まず実際にどのような作業に対して人件費が必要となったのか全く不明である。

安部孝議員がこの調査の際の写真として示している写真の1枚目（甲2の資料No.6）は、安部孝議員の県政報告第30号（平成26年10月13日発行）の写真（甲2の資料No.7）と同一であることからすれば、船でカキ生産状況を調査したというのは、文部科学省のワリソサイエンスの調査事業として東京大学と県の水産部が合同で湾内調査を行ったことを指しているはずである。そうすると、文部科学省の調査事業であるうえ東京大学と県の水産部も関与しているのであるから、調査の必要経費は国ないし県から支出されているはずである。したがって、船でカキ生産状況を調査した際に、安部孝議員が政務活動費から人件費を支出することは到底考えられないのである。

よって、安部孝議員のNo.18に関する説明は極めて不自然である。

C No.22の支出について

(A) 安部孝議員の説明

安部孝議員によれば、No.22については、平成27年7月19日に福島県相馬市の親子防災教育セミナー（ヨット、カヌー、水上バイク試乗を含む）における人件費であるとのことである。

(B) 安部孝議員の説明は極めて不自然であること

実際にどのような趣旨での支出なのか全く不明であるが、何かにつけて説明不足である安部孝議員が、わざわざ「（ヨット、カヌー、水上バイク試乗を含む）」と言及していることからすれば、安部孝議員はヨット、カヌー、水上バイク試乗に関する費用が発生したと言いたいのであろう。

しかし宮城桜友会（安部孝議員の母校学習院大学の宮城県における同窓会）のウェブサイトによれば（甲9）、平成27年7月19日に実施された防災教育セミナーにおいては、宮城桜友会の会員の会社からヨット、カヌー、水上バイクを無料でレンタル提供されたとのことである。したがって、福島県相馬市の親子防災教育セミナーにおいて、安部孝議員が何に対して人件費を支出したのか全く不明なのである。

よって、安部孝議員のNo.22に関する説明は極めて不自然である。

D 小括

以上のとおり、No.17、18、22についての安部孝議員の説明はいずれも極めて不自然なものとなっていることからすれば、安部孝議員は個別の視察、調査、セミナーに名を借りて説明のつかない事項に政務活動費を支出したとして、No.17、18、22の支出は違法不当な支出というべきである。

報 告 書

(4) 結語

以上述べてきたように、人件費の支出の中の代表的な23件は、手引きに抵触するか、説明のつかない事項に支出されたものとして、すべて違法不当なものである。したがって、安部孝議員の人件費の支出全体も、代表的な23件の支出が違法不当であるのと同様の理由で違法不当であると推定すべきである。そうすると、現在宮城県議会議長という重責を負う安部孝議員が過去約6年間に政務活動費から人件費として合計484万1,000円余の多額の金員を違法かつ不当に支出してきたこととなる。

本件は、平成28年2月8日付で提起した住民監査請求事件と同様、①宮城県議会議員は手引きを整頓しており、適正に政務活動費を支出するという意識に乏しいこと、②宮城県議会議員の政務活動費の支出をチェックする仕組みが機能していないことという宮城県議会における政務活動費の支出に関する構造的な問題の象徴である。とりわけ①人件費の支出について「政務調査活動従事分として」などと漠然としたことしか記録していない点は極めて問題である。これでは第三者において全く政務活動費の支出の内容をチェックできない。また、②会派が「政務調査活動従事分として」などという記載のみで政務活動費の充当を認めてきたことも極めて問題である。会派のチェックはほぼ全くなされていなかったというほかない。

本件の問題の大きさと、安部孝議員が不合理な説明に終始してきたことに鑑み、監査に当たっては、政務活動費を支出した状況について議員から細密に事情を聴取し、その弁解を裏付ける十分な資料等の提出を求めて、適切に事実認定することを求める。そして安部孝議員の説明を鵜呑みするのではなく、監査委員が独自に、領収証の発行者に対して事情聴取すること、関係諸団体のホームページの記載を調べたり資料の交付を求めたりして批判的に裏付け調査を行うべきである。

さらに、こうした政務活動費の不正支出の原因を解明し、宮城県議会における政務活動費の不正支出の問題を解決するための抜本的な対策を検討することを求める。

添付資料

平成21年度から平成26年度までの人件費の支出についての事実証明書 各1通

甲1ないし甲9 各1通

甲1の1 請求人による平成28年2月23日付公開質問書一式

の2 甲1の1の公開質問にかかる政務活動費の支出に関する領収証

甲2 安部孝議員による平成28年3月8日付回答書一式

甲3 平成26年6月5日付県政報告書印刷代にかかる領収証

甲4 平成26年6月11日付県政報告書折込料4,158円の領収証

甲5 平成26年6月11日付県政報告書折込料12,960円の領収証

甲6 平成26年6月11日付県政報告書折込料7,371円の領収証

甲7 平成26年6月11日付県政報告書折込料13,419円の領収証

甲8 平成26年6月18日付県政報告書送付代3,038円の領収証

甲9 宮城校友会のウェブサイト上の平成25年7月24日の記事をプリントアウトしたもの

第4 監査委員の辞退及び請求の受理等

1 中山耕一監査委員及び坂下賢監査委員については、本件監査を辞退したい旨の申出があり、両監査委員は、本件監査に携わっていない。

2 議会の会派又は無党派議員（以下「会派等」という。）に交付された政務活動費は、知事の管理を離れ、会派等に該当しないことから、会派等による政務活動費の支出は、法第242条第1項の「公金の支出」に該当しない。したがって、本件請求は、会派等を経由した政務活動費の支出に違法なものがあり、知事は、議員に対する不当利得返還請求権が発生しているにもかかわらず、これを行使しないという「違法または不当に財産の管理を怠る事実」があり、これについて監査及び措置を請求しているものとして、次の3に記載するものを除き、受理することとした。

3 請求人は、監査委員に「政務活動費の不正支出の原因を解明し、宮城県議会における政務活動費の不正支出の問題を解決するための抜本的な対策を検討することを求める」としているが、法第242条第1項に規定する住民監査請求は、財務会計行為に係るものに限定されるものである。

以上のことから、制度全般に係る措置の請求は、不適法なものであるから、これを却下する。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項

請求人が摘示している、県が支出した平成21年度から平成27年度までの政務活動費に係る会派の支出（安部孝議員に係る人件費の受領分）が、条例、条例施行規程及び手引きで定める政務活動費を充てることができる範囲（以下「使途基準」という。）に違反しており、知事に不当利得返還請求権が発生しているがこれを行使しないという、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するか否かについて監査を行うこととした。

2 監査対象箇所等

知事の補助執行者として平成21年度以降の政務活動費の会派等への交付の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また、政務活動費に係る収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写し等の調査を行うとともに、自由民主党・県民会議会長、安部孝議員及び同議員の政務活動費（人件費）を受領した者、法第199条第8項の規定による関係人として調査を実施した。

3 請求人による証拠の提出・陳述、補充書面の提出

法第242条第6項の規定に基づき平成28年4月28日に実施した請求人による証拠の提出及び陳述において、証拠（意見陳述書等）の追加提出があり、措置請求書を補足する陳述が行われた。できる限り提出された原文に即して記載する。

(1) 意見陳述書

本件の住民監査請求事件における監査について、請求人が補充しておきたい主張は、いかなる判断基準に基づいて安部孝議員の政務活動費の支出の違法性・不当性を判断するかについてである。この点について、同じく安部孝議員の政務活動費の支出の違法性・不当性が問題となった住民監査請求事件において宮城県監査委員が示した判断基準は、県民の監査委員に対する期待に反する不当な内容となっていた。請求人は、本書面において、前回の住民監査請求事件において宮城県監査委員が示した判断基準が不当である理由を述べたうえで、求められる違法性・不当性の判断基準と監査の内容について主張を補充することとする。

イ 宮城県監査委員による違法性・不当性の判断基準の概要

宮城県監査委員は、前回の住民監査請求事件における監査結果において、「政務活動費については、政務活動が執行機関に対する監視機能を果たすための活動としての性格を帯びていることもあり、基本的に議会の自立を尊重し、議会自らが適正な運用を図るべきものとされている。したがって、会派等による政務活動費の支出が明らかに不適正である場合を除き、知事は、議長の判断を尊重するべきものである。また、議員の調査研究活動は、県政全般に及び、その調査研究その他の活動の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、手段方法及び内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自律性を尊重すべきであることから、議員の広範な裁量の判断に委ねられている。」と述べ、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかかわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示した最高裁判所平成21年12月17日判決（以下「平成21年最判」という。）を引用したうえで、違法性・不当性の判断基準を「確認された事実を用途基準に照らして、支出に係る議員の判断に客観的な合理性が明らかに認められない場合には、『議員の調査研究及びその他の活動』としての必要性・適法性を認めることができず、不当利得である」としている。しかし、このような違法性・不当性の判断基準は、以下に詳述するように条例の下での理解としては誤りである。

(イ) 宮城県監査委員の見解は平成21年最判の理解を誤っていること

A 平成21年最判の概要

平成21年最判は、当時の品川区議会における政務調査費の交付に関する条例（平成13年品川区条例第5号。平成18年品川区条例第49号による改正前のもの。以下「旧品川区条例」という。）においては、会派の代表者は毎四半期が終了する都度、議長に対し明細書を添付して収支報告書を提出しなければならない旨定めているものの、これらの書類の様式は概括的な記載がされることを予定しており、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等が具体的に記載されるべきものとはしていないこと、会派が政務調査活動の目的や内容等を監査委員を含め執行機関に具体的に報告しなければならないことを定めた条項は見当たらないことを踏まえて、旧品川区条例の趣旨解釈として「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかかわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない」と判示したものである（甲10）。

旧品川区条例のこのような規定よりは、以下に述べるように本県条例の規定よりは全く異なっており、平成21年最判を本県条例の趣旨解釈に援用することは誤っている。

B 本県条例の仕組みと趣旨

(A) 本県条例では、第13条第1項において「会派の代表者又は無会派議員は、政務活動費に係る収入及び支出について、別に定める様式により、次に掲げる事項を記載した収支報告書を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。」と定めて収支報告書の提出を定め、第7項において「収支報告書の提出は、政務活動の主な実績を記載した実績報告書、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えてしなければならない。」第8項において「前項の場合において、領収書その他の証拠書類を取得することが困難な場合にあつては、別に定める様式による支払証明書をもってこれに代えることができる。」と定めている。そして条例施行規程第6条において、収支報告書の様式、実績報告書の様式、証拠書類の写しの添付の様式が定められている。これらの条例等の規定や様式によれば、支出報告書を提出する際には、個々の政務活動費の支出ごとに政務活動の内容を具体的に記載されることが求められているといえる。

また、本県条例第15条では、「議長は、第13条の規定により提出された収支報告書を適正と認める場合は当該収支報告書の写しを、前条第3項の規定による命令を行っ

た場合は当該命令の書面の写しを添えて当該収支報告書の写しを知事に送付するものとする。」と定め、政務活動費の支出内容を執行機関に報告することとされている。

(B) 以上のように、本県条例においては、旧品川区条例とは全く異なり、政務活動費の支出の内容について具体的に記載した書面、資料を議長に提出することになっており、執行機関にも政務活動費の支出について具体的に報告することになっているのである。

したがって、平成21年最判は本県条例の趣旨解釈において援用することはできない。かえって本県条例が上記のように旧品川区条例とは全く正反対の規定になっていることからすると、本県条例は、平成21年最判とは全く逆で、「監査委員において、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定している」と考えるのが妥当である。

さらに言えば、平成21年最判は、旧品川区条例の趣旨解釈に基づいて、「区議会の議員等が監査委員から説明等を求められた場合、上記の具体的な目的や内容等について逐一回答すべき義務を負っている」とまでは解し難く、また、区議会の議員等がその回答をしない場合、その一事をもつて、当該政務調査活動が適正に行われたものではないとの推定を及ぼすことと判示しているが、上記のように旧品川区条例とは全く正反対の本県条例の趣旨解釈からすれば、平成21年最判とは逆に、「議員が監査委員から説明等を求められた場合、具体的な目的や内容等について逐一回答すべき義務を負い、また議員がその回答をしない場合、その一事をもつて、当該政務調査活動が適正に行われたものではないとの推定を及ぼすことができる」と考えるのが妥当である。

C 小括

いずれにせよ、本県条例の規定ぶりからすれば、監査委員には積極的に政務活動費の支出内容を調査することが求められているのであって、平成21年最判を本県条例の趣旨解釈に援用することはできず、本県条例の下では「支出に係る議員の判断に客観的な合理性が明らかに認められない場合」にだけ違法性・不当性を認めるという消極的な判断基準を設けることは許されないのである。

(ロ) 政務活動費に関する議員の判断を慎重に検討する必要があること

A 政務活動費の支出の違法性についての判断基準に関する裁判例の状況

(A) 裁判例によれば、政務活動費の使途の適正を判断するについては、次のように考慮されているようである。すなわち、「政務調査費の使途については、地方議会の審議

能力の強化という政務調査費の趣旨や、政務調査費の性質上その使途に関する議員の裁量を一定程度認めることが望ましいことからして、政務調査費の使途を過度に限定することによる濫費の防止の観点からは、その使途を議員の全々の自由に任せるようなこともまた相当ではなく、これらのバランスを図る必要があると考えられる」とされている（最高裁判所平成25年1月25日判決の判例タイムズ解説（なお、判例タイムズの解説記事は当該最高裁判所判決を担当した最高裁判所調査官の執筆によるものであって、裁判所の判断を知るうえで重要視されるべきものである。）（甲11）。このように、裁判例によれば、政務活動費の支出に関する議員の裁量の判断を重視するという観点からのみ判断基準を設けるものとはされていない。公費の乱費防止とのバランスにおいて判断基準を設けなければならないとされているのである。

(B) そして、近時の裁判例では、仙台地方裁判所平成26年11月27日判決において「当該支出に係る個別の事実から調査研究活動と市政との関連性を慎重に検討した結果、同支出に係る議員の判断に合理性があるということができない場合には、同支出につき調査研究のための必要性を認めることができず、本件使途基準に合致しないものとして違法になるものと解するのが相当である。そして、議員の判断に合理性があるといえるかどうかについては、上記のとおり当該支出に係る個別の事実に基づき上記関連性について慎重に検討すべきであり、例えば、収支状況報告書の記載に表れた事実等（研修会・物品の名称、書籍の表題等や研修会の趣旨・目的等）から調査研究のために用いられる可能性がないことがうかがわれる場合、あるいは、その可能性があるといいい得ても、当該支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的事実が認められる場合にあつては、議員の調査研究に資する意見交換等が現になされたり、市政に関する具体的な調査研究が現にされたとか、それが予定されていたなどの特段の事情について適切な立証が行われないときは、当該政務調査費の支出は本件使途基準に合致しない違法な支出であると判断するのが相当である。」と判示するように、使途基準に合致した政務活動費の支出がされなかったことを推認させる一般的、外形的な事実の存在が主張立証された場合において、議員側がこれに適切な反証を行わないときは、当該政務活動費の支出は使途基準に合致しない違法な支出であると判断する裁判例が多数出されている（甲12）。現に議員らが交付を受けた政務調査費から物品を購入するためにした支出が問題となった最高裁判所平成22年3月23日判決の判例タイムズ解説によれば、最高裁判所もこのような判断基準を前提

に政務活動費の支出が使途基準に合致するかしないかを判断しているとされているところである（甲13）。

(c) 以上のような裁判例の状況から明らかなように、政務活動費の支出については議員の裁量の判断を尊重しつつも、当該支出に係る個別の事実から政務活動と市政との関連性を慎重に検討すべきである。議員の裁量の判断に委ねられているとして、支出に係る議員の判断に客観的な合理性が明らかに認められない場合に違法性・不当性が認められるという消極的な審査態度で臨むのは誤りである。

B 政務活動費不正支出問題が多発していること

全国の地方議会において政務活動費については不正な支出が問題となっていることはいまや公知の事実である。全国市民オンブズマン連絡会議が政務活動費の返還を命じた裁判例や住民監査請求での返還勧告が出された近時の例は別紙のとおりとなっており、極めて多数の政務活動費の支出が違法ないし不当であると判断されている。また連日のように政務活動費の不正支出に関するマスコミ報道がなされているところである。

このような状況からすれば、政務活動費の支出について県民・市民は大きな関心を待っており、議員の政務活動費の支出が合理的なものかどうか厳格に審査することを審査委員に期待しているというべきである。政務活動費の支出について議員の裁量的判断に委ねられているとして政務活動費の支出について消極的な審査態度で臨むことは社会通念に照らして妥当でない。

したがって、政務活動費の支出に係る個別の事実から政務活動と県政との関連性を慎重に検討すべきである。

(イ) 求められる監査の内容

A 以上のように本県条例の規定より、裁判例の状況、社会通念の状況からすれば、政務活動費の支出に係る個別の事実から政務活動と県政との関連性を慎重に検討すべきであり、使途基準に合致した政務活動費の支出がされなかったことを推認させる一般的、外形的な事実の存在が主張立証された場合において、議員側がこれに適切な反証を行わないときは、当該政務活動費の支出は使途基準に合致しない違法な支出であると判断すべきである。

B 本件の人件費の監査請求においては、監査請求書において詳述したように、安部孝議員が極めて不合理な説明をしていたことから、説明のつかない項目に人件費を支出した疑いがある。そして、安部孝議員からの反証の適否については、単に安部孝議員の説明を聴取するだけで納得するだけでは県民が期待する監査委員の役割を果たしていない

というほかない。以下のような調査を行い、安部孝議員が適切な反証がなされているのかどうか綿密に検討しなければならない。

(A) 安部孝議員が提出した収収証の原本を確認し、本当に人件費を受けとった者が記載したものであるのかどうか筆跡調査を行うべきである。
(B) 人件費の支出に係る関係者、関係団体からの聞き取りを行うべきである。特に本件では人件費を受けとった人物から、どのような政務活動をしたことに対する人件費なのか、聞き取りを行うべきである。

(c) 人件費の支出に係る関係資料を徴収するべきである。特に県政報告会であれば、案内書、式次第、当日の写真等を徴収すべきである。また、人件費の支出に関する関係団体のホームページや機関誌なども調査し、安部孝議員の説明と整合性があるのか検討するべきである。

以上のような綿密な調査を行っても、安部孝議員が調査を拒んだり、不合理な説明をしたりする際には、適切な反証がなされたとは言えないので、違法性・不当性を認めるべきである。

添付資料

- 甲10 最高裁判所平成21年12月17日判決
- 甲11 最高裁判所平成25年1月25日判決
- 甲12 仙台地方裁判所平成26年11月27日判決
- 甲13 最高裁判所平成22年3月23日判決

第6 監査の結果

監査対象箇所である議会事務局職員からの聴取り及び関係書類を調査した結果、次の事項を確認した。

平成21年度に安部孝議員に交付された政務活動費（人件費分）については、条例第12条及び第17条に基づき5年を経過した平成27年4月末日で保存を終了していることから、支出の状況を確認することはできなかった。また、自由民主党・県民会議会長及び安部孝議員への調査でも同様に確認することはできなかった。

平成22年度から平成27年度までに安部孝議員に交付された政務活動費（人件費分）の金額は、以下のとおりである。

平成22年度	776,000円
平成23年度	569,000円
平成24年度	636,000円

報 告 書

平成25年度	580,000円
平成26年度	711,000円
平成27年度	465,000円
計	3,737,000円

上記の3,737,000円について、平成28年5月19日付けで収支報告書が修正され、同日20日に返還、同日付けで県が収納したことを議会事務局関係書類及び宮城県財務総合管理システムにより確認した。

第7 判断

平成21年度に安部孝議員に交付された政務活動費（人件費分）については、保存終了により支出を証する書面等が存在しないことから、使途基準に違反して違法に政務活動費が支出されたという事実を認めることはできなかった。また、平成22年度から平成27年度までに安部孝議員に交付された政務活動費（人件費分）については、全額返還されたことにより、知事が財産の管理を怠っているという事実を認めることはできない。

以上のことから、請求人の主張には理由がないので棄却する。

付 言

本県議会の政務活動費の使途については、平成20年まで数次にわたり住民監査請求がなされ、請求人らによるこれらの訴訟中での和解協議と並行して、平成21年に政務調査費に係る運用見直しと併せて県議会で「政務調査費の手引」が決定され、法改正に伴い平成25年に「政務活動費の手引」に改訂されている。これらの経緯を踏まえると、未だに県民から疑念を抱かれ、「政務調査費の手引」が決定された直後である平成21年度からの期間の住民監査請求がなされていることは遺憾である。

政務活動自体は議員個人の問題意識に基づき自由な活動が認められるものであり、一方でそれらに政務活動費を充当することについては、原資が公金である以上、一定の制約があると言わざるを得ない。各議員が政務活動費充当の妥当性について説明責任を果たすことが求められるのである。したがって、議会、会派及び議員各位におかれては、以下の取組をされるよう強く要望する。

1 議会においては、政務活動費の使途に関して県民に疑念を抱かれることのないよう、さきに設置された議会改革推進会議の議論を通じて、手引きで定める「政務活動費を充てることができる経費の範囲」の一層の明確化なども含め政務活動費に係る制度及び運用に係る改革を、議員の自由な政務活動とのバランス等も考慮した上で、さらに推し進めること。

2 会派においては、こうした改革を実効あるものとするため、政務活動費の支出に係る審査機能及び各議員に対する指導体制の一層の充実・強化を図り、政務活動費の適正な執行に努めること。

3 議員各位においては、政務活動費の原資が公金であることを再認識し、説明責任を果たす上で

必要な措置を十分に講ずること。

また、政務活動費の執行に当たっては、民主主義の実現に資する制度の趣旨に即り、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動のため、適正かつ有効に活用すること。